

対象マンション

- ・原則として、3階建て以上の共同住宅であること
- ・奈良県に所在する物件であること

申請

- 1 申請書類の提出
(正副2通)
 - ・登録申請書
 - ・審査物件設計書等
- 2 審査手数料の納付

(公財)奈良県防犯協会
・申請受理

審査委員
・防犯設備士 1名
・一級建築士 1名
の2名で審査の実施

書面審査
・書類審査適合証の交付
・ホームページに掲載

現地審査

奈良県防犯モデルマンション審査
基準に基づき審査

(公財)奈良県防犯協会
「防犯モデルマンション審査委員
会」の開催
・審査結果を判定する。

防犯モデルマンション審査委員会
の構成
・委員長 防犯協会役員 1名
・委員 防犯設備士 3名
一級建築士 4名
防犯協会職員 3名

推薦

登録

- 奈良県防犯モデルマンションとして登録
- ①推薦書交付
 - ②防犯モデルマンションプレート(登録証)交付(有効期間~5年間)
 - ③ホームページに掲載

- 1 (公財)奈良県防犯協会は「犯罪防止に配慮した構造・設備などを有するマンション」として「推薦書」及び「登録証」を交付。
- 2 申請者は登録手数料を納付

防犯モデルマンション登録者の遵守事項

- 委員会が行う防犯マンションに関する調査に協力する。
- マンション居住者による自主的な防犯活動が行われるように努める。
- 委員会が実施する防犯活動に際し、可能な範囲内において協力する。
- 火災による焼失、災害時等による損壊等、その機能に変更があった場合には速やかに届け出る。